

東久留米市商工会「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「商工会共済『湧水』」の一部をなす見舞金・祝金制度(以下、「本制度」という)の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「商工共済『湧水』」に加入する当商工会の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「加入者」という)とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「商工共済『湧水』」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「商工共済『湧水』」の一部をなす福祉団体定期保険(以下、「団体定期保険」という)の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保証期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表 1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表 2」に定める書類を商工会へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定及び改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

第10条 本規約は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

以上

別表 1

■病氣入金見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として10日以上継続入院したときに、次の病氣入院見舞金を支払います。

但し、1年間(4月1日～3月31日)に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
10日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院10日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病氣入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病氣入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から1年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の10日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■災害通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の災害通院見舞金を支払います。

但し、1年間(4月1日～3月31日)に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《災害通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは災害通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から1年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚した時、一律10,000円の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から1年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 1

■ 出産祝金

加入者(もしくはその配偶者)が本制度の保障期間中に出産したとき、一律 10,000 円の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から 1 年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 満了時祝金

70 歳 6 ヶ月を経過し満了を迎えた方に、一律 5,000 円を支払います。

《満了時祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による時は**満了時祝金**を支払いません。

- (1) 70 歳 6 ヶ月を経過し共済満了を迎える前に、本制度が失効または解約となったとき

別表 2

■病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■災害通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

- ・商工会は病気入院見舞金・災害通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・商工会は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。